

資料 日本における戦時期農地・農地政策関係資料（10）

坂根嘉弘

目次

- 一、研究史の概要
- 二、戦時期土地改良関係資料 …以上、第1回（第25巻第3号）、第2回（第26巻第1・2号）、
第3回（第26巻第3号）
- 三、戦時期農地政策関係資料
 - (1) 戦時農地立法 …以上、第4回（第27巻第3号）
 - (2) 農地調整法の施行状況 …以上、第5回（第28巻第1・2号）
 - (3) 戦時期の小作事情 …以上、第6回（第28巻第3号）、第7回（第29巻第1号）
 - (4) 戦時期の小作争議・小作調停 …以上、第8回（第29巻第2号）、第9回（第29巻第3号）

* * *

* * *

* * *

三、戦時期農地政策関係資料

(4) 戦時期の小作争議・小作調停

4) 戦時期の小作調停

ア) 全国的動向

表10-1が戦時期における小作調停の総括表（全国）である。小作争議と同様、「農林省統計表」では、昭和20年は不明であったため、昭和20年、21年は「農地改革資料集成」第11巻からとった。まず、小作調停件数をみると、争議単位件数では昭和10年が4274件で最高を記録したが、昭和13年には3105件、昭和14年には2592件となり、昭和17年以降は2000件を下回り、昭和19年には1391件まで減少する。受理件数では昭和11年が7472件で最高を記録したが、昭和13年5256件、昭和14年3466件と急減し、昭和18年には1777件、昭和19年には1525件と2000件を下回った。受理件数も争議単位件数と同様の動きを見せたが、その減少はより急であった。争議単位件数と受理件数との開きは、昭和11年では受理件数は争議単位件数の1.76倍であったが、昭和14年以降（特に、昭和16年以降）は急速に縮まり、昭和18年・19年には1.1倍程度となる。このことは比較的大きな規模の争議で解決困難な争議（そのような場合、複数の調停申立が為される場合が多い）が減少していることを意味している。何れにしても、小作争議と同様に、

戦時期には小作調停事件が減少していることは明らかである。ちなみに、小作争議件数（表2-1）と争議単位件数との関係（小作争議件数にしめる争議単位件数の割合）をみると、戦時期も含めてだいたい6割台から7割台であり、それほど大きな変化があるわけではない。なお、以下の全国的動向については、昭和20年はそれまでとまったく違う動きを示し、21年との連続性が強く出ている。言うまでもなく、8月15日敗戦以降の動向が全体に影響を及ぼしているためである。

次に受理別件数であるが、ほぼ地主申立3分の1、小作入申立3分の2弱という傾向は戦時期にも続いており、その点で大きな変化はみられない。戦時期の特徴は、合意申立や双方申立が減少し、農地調整法第十条に基づく裁判所職権（裁判所職権により訴訟事件を調停にまわしたもの）や小作官申立が増加した点である（特に裁判所職権調停）。もっとも比較的多かった裁判所職権調停でさえ、全体の2%程度であり、それほど多いわけではなかった。

受理件数1件当たりの規模（関係人員、関係土地面積）は、小作争議と同様に、縮小傾向をみせていた。関係人員では、昭和10年前後まで5人から6人ぐらいであったが、昭和18年・19年には3人台へと急減を示していた。関係土地面積も、お

おかた2町台であったものが、戦時期には2町を下回り、昭和18年・19年には1.3町へと縮小した。集団的小作関係型調停事件が減少したためと思われる。

種別件数では、1930年代までは、だいたい土地返還や小作継続などの土地関係型事件が6割、小作料支払や小作料減免、小作条件確定などの小作関係型事件が3割というところであったが、昭和14年頃より「其ノ他」が急増していった。昭和16年には2割を超え、昭和19年には3割5分にまで急激に増加した。この点は小作争議と同様であった。この「其ノ他」には、「小作地買受」などを含んでいる⁽¹⁾。最後に、結果別件数であるが、成立が7割5分前後、取下が2割前後といった状況は、特に戦時期にも変化はない。

イ) 地域的動向（『農林省統計表』）

表10-2-1から表10-2-2-2が、昭和17年から昭和19年の『農林省統計表』による受理件数、争議単位件数、受理別件数、種別件数、結果別件数、関係土地面積、関係人員である（昭和17年、昭和18年の受理別件数、結果別件数、関係土地面積、関係人員については、表11-1、表12-1と重複するため、紙数の関係で省略している。表11-1、表12-1を参照いただきたい）。まず、受理件数、争議単位件数についてであるが、上位に登場するのは、秋田、新潟、山梨、鳥取、北海道、福岡、青森、宮城、岩手、山形、茨城、長野、徳島、福島であり、北海道・東北地方・信越地方や山梨、茨城の東日本が多く、西日本では鳥取、徳島、福岡が多くなっている。このあたりの傾向は小作争議と同様であるが、特に、秋田、新潟、山梨は昭和17年の争議単位件数でも100件を越えており、とりわけ秋田は受理件数で392件と飛びぬけている。逆に少いのは、沖縄、長崎、神奈川、宮崎、福井、和歌山、東京、石川、奈良、島根、京都である（3年とも15件以下）。

受理別件数を争議単位件数の上位道府県についてみてみると、かなり地域的な特徴が出ているのが分かる。小作人申立が多いのは秋田、北海道、青森、宮城、静岡、岩手、福島など東北を中心に東日本が多く、地主申立が目立つのは山梨、鳥取、福岡、香川、大阪、徳島など山梨を例外に西日本の諸県である。裁判所職権が目立つのは新潟である。また、調停事件の規模を道府県別にみると、

地域によっては規模が大きく出る場合があるが、これは集団的小作料改訂事件があったためと思われる。

次に、種別件数を道府県別にみておきたい。ここでは、小作関係型調停事件か土地関係型調停事件かという視点から、争議単位件数の上位道府県についてみておきたい。秋田、鳥取、福岡、香川、大阪、徳島など秋田を例外に西日本の諸県では土地関係型よりも小作関係型のほうが多くなっている。他方、山梨、北海道、宮城、山形、茨城、長野など東日本では明らかに土地関係型が多くなっているのが分かる。「其ノ他」が多いのは、岩手、新潟、長野、山形、茨城、栃木などであるが、特に岩手が多くなっている（小作人申立による「小作地買受」が多いためである）。

最後に、結果別件数である。既済は、成立、不成立、取下、却下に分かれる。未済、不成立、却下はそれほど多くはないから、成立の多寡は取下がどれだけ多いかにかかっている。昭和17年～昭和19年で争議単位件数の上位道府県についてみてみると、最も特徴的なのは昭和18年の静岡である。75件のうち40件（53%）が取下である。何か特別な事情があると思われる。そのほか比較的取下が多いのは（取下率が25%以上を示す）、昭和17年では、北海道（27%）、青森（26%）、昭和18年では宮城（30%）、青森（28%）、福島（31%）、昭和19年では山梨（28%）、青森（27%）、長野（37%）、山形（27%）、鳥取（33%）である。

ウ) 特徴的動向（農林省文書）

まず、資料についてである。資料は、小作争議と同様に、農林省文書の『農地作付統制規則』、『昭和18年昭和19年小作争議小作調停諸表』である。昭和17年分は『農地作付統制規則』から、昭和18年分は『昭和18年昭和19年小作争議小作調停諸表』からのものである。残念ながら昭和19年分は不明である。表11-1から表11-5が昭和17年分、表12-1から表12-5が昭和18年分である。内容は、小作関係調停事件一覧表、小作調停事件要求事項類別表、農地利用関係調停事件一覧表、小作官法外調停（小作関係・農地利用関係）の、それぞれ道府県別一覧表である。このうち、小作関係調停事件一覧表（表11-1、表12-1）は、関係土地面積の内訳（田・畠・「其ノ他」別）が『農林省統計表』には掲載されていないのを除く

と、『農林省統計表』掲載の数値とまったく同じである。小作調停事件要求事項類別表は『農林省統計表』の種別件数（表10-2-1）に対応するが、『農林省統計表』の種別件数はかなり簡略化されており、受理（小作人申立、地主申立、合意申立、裁判所職権）別に詳細に要求事項類別にみるには、農林省文書（表11-2、表12-2）を見る必要がある。また、農地利用関係調停事件一覧表、小作官法外調停（小作関係・農地利用関係）は『農林省統計表』には掲載がない。

以下、表11-2、表12-2により、昭和17年と昭和18年の小作調停事件要求事項類別表を検討し、道府県別の特徴をみておきたい。まず、全国集計値でみた特徴であるが、割合で1割を超える要求事項をあげると、昭和17年では、「小作料一時減」(11.8%)、「小作契約継続」(19.8%)、「小作地買受」(12.8%)、「小作料支払」(14.6%)、「土地返還」(13.2%)、昭和18年には、「小作契約継続」(21.8%)、「小作地買受」(17.4%)、「小作料支払」(13.8%)、「土地返還」(11.2%)となる。戦時期の特徴は、小作争議と同様、「小作地買受」が激増している点にある。道府県別に件数の多い事項をあげておくと（20件以上）、昭和17年では、「小作料一時減」の秋田（43件）、鳥取（20件）、「小作契約継続」の北海道（30件）、青森（32件）、宮城（29件）、山形（29件）、「小作地買受」の岩手（30件）、「小作料支払」の秋田（22件）、鳥取（50件）、福岡（23件）、「土地返還」の大坂（29件）、昭和18年では、「小作料一時減」の秋田（28件）、「小作料永久減額」の静岡（50件）、「小作契約継続」の北海道（27件）、宮城（30件）、福島（27件）、「小作地買受」の岩手（52件）、栃木（22件）、新潟（21件）、「小作料支払」の秋田（21件）、福岡（23件）である。

エ) 1930年代後半と戦時期の比較検討

ここでは、『小作年報』『農地年報』と戦時期のデータを比較して、戦時期における小作調停の特徴をみておきたい。表14である。表14-1が小作人申立の小作調停事件要求事項類別を、表14-2がそれ以外（地主申立、合意申立、裁判所職権、小作官申立）の小作調停事件要求事項類別を示している。ともに昭和10年～昭和18年の全国集計値とその割合である。

争議単位件数を100%とした割合で、戦時期に

10%を越えているのは、小作人申立の「小作料一時減」、「小作契約継続」、「小作地買受」、地主申立の「小作料支払」、「土地返還」である。このうち、最も大きな変化をみせるのは、「小作地買受」である。昭和10年・11年ごろには1%程度であったのが、その後急増していき、昭和16年10%、昭和17年13%、昭和18年17%となる。実数でみても漸次増加していた。この動きは、小作争議の原因や小作人の要求で小作地買受が多くなるのと対応しており、明らかに戦時期の小作攻勢的な状況を示しているものと言えよう。一方、割合では一貫して最大項目であった「小作契約継続」は戦時期にはその比重を下げてきていた。「小作契約継続」は、昭和12年には36%と、争議単位件数の3分の1をしめていたが、昭和16年24%、昭和17年20%、昭和18年22%と戦時期には20%前後まで比重を下げた。実数でみると急減であった。また、小作料減免関係の小作調停要求事項割合は総じて横ばいの傾向を示していた。地主申立の「小作料支払」は戦時期にその割合を増加させ、「土地返還」の割合は横ばい傾向であった。ともに実数では減少していたが、戦時期に強まりつつあった地主自作化の動きや小作人変更・小作地売却などを背景としていたものであろう。

なお、小作人申立要求事項の中に「小作料値上反対」が、昭和15年26件、昭和16年18件、昭和17年4件、昭和18年2件ある（表14-1-1）。年々減少しているとはいっても、小作料統制令施行以降はかかる要求事項は本来ありえないものである。この点については、件数は少ないが、地主申立の「小作料値上」（表14-2-1）や後掲の法外調停事件における「小作料値上」（表15）も同様である。昭和15年・16年当時では比較的件数も多く、この段階では、農村現場では小作料統制令の趣旨がまだ充分に浸透していないことを意味しているのかもしれない。

オ) 法外調停調停事件の動向

ここで取り扱うのは、小作官の小作関係法外調停事件である。この事件は、小作官による事実上の調停事件であるが、小作調停法による調停事件とは違い、成立した調停条項には法的拘束力は付与されない。

表15が昭和10年～昭和18年の小作関係法外調停事件一覧表である。件数をみると、昭和10年が

382件とそれまでの最多となるが、その後減少し、昭和14年には172件とほぼ半数となる。しかし、昭和15年以降戦時期には再び増加し、昭和18年には261件を数えている。戦時期には、小作争議件数や小作調停事件は減少の一途を辿っていたわけであるから、法外調停のもつ意味は相対的に上昇していたことになる。

次に、1件当たりの規模をみておきたい。規模がやや縮小する昭和12年・13年を別にすると、小作官の小作関係法外調停事件は規模の大きな事件が多くかったと思われる。表15から1件当たりの規模を算出してみると、関係人員では地主4人～7人、小作人13人～29人、関係面積6町～15町となる。同時期の小作争議1件当たり規模は、関係人員で地主2人～4人、小作人4人～16人、関係面積2町～10町となり（表2-1）、同時期の争議単位件数小作調停1件当たり規模は、関係人員で地主1人～2人、小作人2人～6人、関係面積1町～5町となる（表10-1）。小作争議や小作調停事件のおおよそ2倍から4倍ほどの規模となっている。小作官による法外調停が受け止めた事件が、小作料減免関係のかなり大きな規模の事件であったことをうかがわせるものである。この点を確かめるために、表15から法外調停事件の小作関係・土地関係別を、表10-1から小作調停事件の小作関係・土地関係別を、それぞれ算出してみると、法外調停事件では小作関係はだいたい50%ぐらいとなるが、調停事件では30%～40%程度である。この点からも、小作官による法外調停事件が、小作料減免関係のかなり大きな規模の事件であったことがうかがえよう。戦時期における小作官による小作関係法外調停事件は、それまでより重要な意義を担っていたといえるであろう。

ただし、上記には地域差がみられたのであるが、この点を昭和17年（表11-4）と昭和18年（表12-4）でみておきたい。昭和17年で10件以上の法外調停事件がみられたのは、石川（10件）、三重（22件）、滋賀（19件）、奈良（14件）、熊本（13件）、大分（17件）であった。このうち、もっとも規模が大きかったのは、おそらく東京の地主2人、小作人65人、関係面積（畠地のみ）487町の法外調停事件であったろう。滋賀（19件の平均で、地主29人、小作人58人、関係田地36町）、奈良（14件の平均で、地主29人、小作人106人、関係田

地32町）、熊本（13件の平均で、地主16人、小作人40人、関係田地19町）は件数も多く、平均規模も大きかった。件数は多くなかったが規模が大きかったのは、愛知（3件の平均で、地主4人、小作人19人、関係面積21町）、京都（4件の平均で、地主11人、小作人35人、関係田地39町）、愛媛（3件の平均で、地主54人、小作人89人、関係田地49町）、長崎（3件の平均で、地主71人、小作人244人、関係面積52町）であった。また、昭和18年で10件以上の法外調停事件がみられたのは、千葉（15件）、新潟（10件）、静岡（37件）、三重（21件）、京都（17件）、奈良（19件）、鳥取（24件）、大分（23件）であった。比較的規模が大きかったのは、新潟（10件の平均で、地主23人、小作人52人、関係面積33町）、三重（21件の平均で、地主7人、小作人26人、関係田地17町）、愛媛（2件の平均で、地主26人、小作人151人、関係田地19町）であった。

5) 農地利用関係の争議・調停

ア) 農地利用関係争議の動向

農地利用関係争議についての統計は、昭和16年～19年についてみることが出来る⁽²⁾。ここではそれらによって戦時期の農地利用関係争議についてみておきたい。後述のように、農地利用関係調停事件は、昭和13年8月1日施行の農地調整法から登場するが、農地利用関係争議はそれとの関連から統計上登場したと思われる。しかし、統計に現れるのは、昭和16年以降である。

表16が農地利用関係争議の概況である。農地利用関係争議の特徴の第一は、関係者に、個人のほかに市町村、部落（区）、農業関係団体、会社・工場などが登場するという点である。ただし、個人を除き、1件当たりに市町村、部落（区）などが1団体関係するという程度であるが、その中でも部落（区）が当事者となる割合が高かった。農業水利関係で部落（区）がかかわったためと思われる。会社・工場は鉱工業被害関係の当事者であった。第二の特徴は、1件当たりの規模の大きさである。関係面積は平均で、15町から35町程度となっている（昭和16年が小さいのは後述）。この時期の小作争議の1件当たり規模が2町から9町程度であったから、その数倍の平均規模といえる。水利関係や鉱工業被害関係であるので、ある程度

関係面積が広範囲となるのは当然であった。第三の特徴は、争議の原因の多様性である。大きく農業水利関係、鉱工業被害関係、相隣地関係と分かれる。農業水利関係は「分水関係」、「施設物ノ新改築」、「水利施設工作物ノ侵害」、「水利使用料」、「水利権関係」で、農業生産にとっては不可欠の農業水利をめぐる紛争であった。農業水利関係のなかでは、伝統的な紛争原因であった「分水関係」と「水利権関係」が多かった。鉱工業被害関係は「悪水被害」、「煙害」で、明治期からみられた鉱山・工業を原因とする農業被害である。相隣地関係は、「耕作境界不明」、「陰樹関係」、「煙草作ニ因ル養蚕被害」である。この相隣地関係三者のなかでは、「耕作境界不明」、「陰樹関係」が多かった。なお、「陰樹関係」とは、田畑に隣接する竹木の樹陰が稲作・麦作に悪影響を与えるが、その竹木の伐採・除去をめぐる紛争である。この陰樹伐採（農作障害竹木伐採）は近世以来の伝統的慣行であったが、食糧増産のために農地調整法の調整対象となったものである⁽³⁾。第四に、争議件数と地域的な特徴についてである。争議件数は、年間100件から150件程度で、戦争が深まるにつれて徐々に減少していった。この時期の大きな特徴は、昭和16年の535件という件数の多さである。これは福井の364件（「陰樹関係」290件、「分水関係」67件）という件数に原因していた。関係者では、福井のみで、個人が620人となっており、関係面積では田が860町となっていた。この関係で昭和16年は1件当り規模が小さくなつた。この福井の特別な状況を除けば、昭和16年もその後の年度と同様の傾向となる。地域別には、傾向的に西日本が多かった。道府県別にみると、先の福井ほどではないにしても、昭和16年の栃木、兵庫、広島、山口、愛媛や昭和17年の長野、兵庫など、何か特別な事情を感じさせる規模がみうけられる。それら究明は、先の福井とともに、今後の課題である。

表17は、農地利用関係争議の結果表である。解決のあり方は、農業水利関係は、主には「分水協定」、「水利権確認」、「水利施設ノ侵害除去」、「水利使用料協定」、「損害賠償」で解決している。それぞれ争議の原因に対応したものであるが、その他に「耕作地交換」、「水利施設ノ新築」という解決もある。鉱工業被害関係は、「損害賠償」、「被

害除去」での解決である。戦時中でもあり、根本的解決にまでは至らなかったであろう。相隣地関係では、耕地境界確定、陰樹除去、損害賠償である。これらも原因に対応した解決策である。また、毎年1割あるいは1割弱の未解決が存在するが、同時期の小作争議の未解決割合は2%～3%程度であり、農地利用関係争議の未解決割合はやや高くなっている。それだけ解決困難な争議が多かつたことを示唆している。なお、昭和16年の陰樹除去が大きくなっているのは、先の福井364件のうち268件が陰樹除去で解決しているためである。

表18が農地利用関係争議の調停者別件数表である。調停者では、小作官と小作調停が中軸をなしていることが分かる。農地委員会・農地委員も10%台と比較的大きな比重を占めている。区長・部落総代、市町村長・役場吏員、農業団体役職員などの比重は小さくなっている。これらの特徴は小作争議の場合と同様であった。なお、昭和16年の農地調整法が大きくなっているのは、先の福井364件のうち315件が農地委員会で解決しているためである。

イ) 農地利用関係調停の動向

農地利用関係調停事件は、昭和13年8月1日施行の農地調整法（農地調整法第十三条「小作関係ノ争議ヲ除クノ外相隣関係其ノ他農地ノ利用関係ニ付争議ヲ生ジタルトキハ当事者ハ裁判所ニ調停ノ申立ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ小作調停法及第十条乃至前条ノ規定ヲ準用ス」）により生じた調停事件である。したがって、昭和12年以前には農地利用関係調停事件の統計は存在しない。

表19が昭和13年～18年の農地利用関係調停事件一覧である。受理件数をみると、昭和15年に181件で最高となり、その後昭和16年138件、昭和17年92件、昭和18年62件と減少している。種別件数をみると、だいたい6割ほどが「農業水利関係」で、農地利用関係調停事件の中心をなしている。「相隣地関係」が2割ほどで、残りが「悪水被害」・「煙草栽培による被害」や「其ノ他」である。「相隣地関係」では、「耕地境界確定」が多く、ついで「陰樹関係」となっている。ちなみに「農業水利関係」の内容は、『昭和十六年農地年報』によると、水利権の存否、水利施設の設置・廃止・改修、分水関係、水利費用、などに関するものである⁽⁴⁾。

受理件数別には「一方申立」が圧倒的に多いが、小作調停事件と比べると裁判所職権や小作官申立の割合が多くなっている。また、1件当たり規模をみると、概して小作調停事件よりもかなり大きくなっているのが分かる。特に「農業水利関係」や「悪水被害」などの場合、関係人員・面積ともに広範囲にわたることが多いためと思われる。

府県別には、昭和17年（表11-3）では、10件以上の府県は兵庫（10件）、香川（13件）、大分（15件）となっているが、昭和18年（表12-3）にはすべて5件以下となっており、飛び抜けて多い府県があるわけではない。

ウ) 農地利用関係争議法外調停の動向

表20が小作官による農地利用関係争議法外調停事件一覧表である。全国総件数をみると、毎年30件から50件ほどである。小作調停法による農地利用関係調停事件の件数の2割から4割ほどにあたっており、小作調停事件の場合と比べても、法外調停で処理した件数がかなり多い。農地利用関係争議の場合、小作官の法外調停のもつ意義がより大きかったことになる。

種別件数では、依法調停の場合と同様に「農業水利関係」が中心になっていた。次いで、「悪水被害」、「相隣地関係」となる。1件当たりの規模をみると、農地利用関係争議法外調停事件は相当に大きい規模となる。小作調停事件の法外調停が依法調停よりも規模が大きかったのと同様に、農地利用関係争議の場合にも法外調停のほうが規模は大きかった。この点からも小作官の法外調停のもつ意義は大きかったといえる。

表11-5、表12-5で、昭和17年と昭和18年を府県別にみると、特に多い府県はみられないが、昭和15年以降を府県別にみると、青森、福島、福井、滋賀、兵庫、香川、大分が比較的多い府県であった。ちなみに『昭和十五年農地年報』は、小作調停における依法調停、法外調停の地域別特質として、概して東日本では法外調停を利用するところが少なく、西日本では法外調停利用が多いことを指摘していたが⁽⁵⁾、この点は農地利用関係争議法外調停事件の地域的分布で明瞭にうかがうこと出来るようと思われる。

- (1) 「其ノ他」は、小作人申立の「小作料支払延期」「小作料値上反対」「代地交付」「小作地買受」「補償金穀俵袋代ノ支給又ハ込米廃止」「訴訟取下又ハ仮差押仮処分ノ解除」「其ノ他」、地主申立の「小作料値上」「耕作継続」「其ノ他」、合意申立の「其ノ他」、裁判所職権の「其ノ他」、小作官申立の「其ノ他」が該当する。このうち、件数が飛び抜けて多いのは、「小作地買受」である。
- (2) 農林省農政局『昭和十六年農地年報』、坂根嘉弘「資料 日本における戦時期農地・農地政策関係資料(8)」『経済論叢』29-2、2005年、表3-7、表3-8、表4-7、表4-8、坂根嘉弘「資料 日本における戦時期農地・農地政策関係資料(9)」『経済論叢』29-3、2006年、表4-9、表5-7、表5-8、表5-9。
- (3) 陰樹伐採（農作障害竹木伐採）については、農林省農地部『陰樹伐採に関する資料』（農地改革執務参考第40号、1949年）が詳しい。農地改革史／誌でも取上げられている場合があるが、『島根県農地改革誌』（1959年、818～825頁）が最も詳しい。
- (4) 農林省農政局『昭和十六年農地年報』42頁。
- (5) 農林省農政局『昭和十五年農地年報』48頁。

[付記] 本稿は科学研究費補助金基盤研究（C）（研究代表者坂根嘉弘、課題番号16530228）による研究成果の一部である。

表10-1 戦時期小作調停(全国)

受理件数	争議単位件数	受理別件数						関係土地面積(町)総面積	関係者地主数	関係人戸数				
		小作人申立		合意申立		双方申立				裁判所職務				
		地主申立	小作人申立	合意申立	双方申立	小作官申立	裁判所職務			地主	小作人	利害関係人		
昭和7年	3,212	2,020	721	1,168	119	12		7,764.9	23,583	5,682	17,503	398		
昭和8年	4,888	2,853	993	1,750	88	22		10,491.4	27,996	7,032	20,397	567		
昭和9年	5,013	3,323	1,074	2,125	94	30		11,000.1	30,468	7,921	21,793	754		
昭和10年	6,777	4,274	1,441	2,658	124	51		13,015.6	31,971	9,620	22,069	282		
昭和11年	7,472	4,249	1,452	2,670	91	36		11,971.0	37,255	9,185	27,517	553		
昭和12年	5,717	3,750	1,225	2,394	110	21		10,950.5	27,808	7,910	19,330	568		
昭和13年	5,256	3,105	1,027	1,964	84	25		5	7,914.9	25,794	6,698	18,661	435	
昭和14年	3,466	2,592	851	1,641	61	17		21	9,498.6	14,544	3,987	10,178	379	
昭和15年	3,587	2,500	781	1,635	45	16		6	17	6,583.9	18,157	4,984	12,418	755
昭和16年	3,002	2,482	790	1,629	33	7		21	11,180.2	16,140	4,742	10,902	496	
昭和17年	2,448	1,876	692	1,111	21	9		43	4,160.2	12,753	3,754	8,620	379	
昭和18年	1,777	1,629	553	1,017	20	4		1	34	2,359.0	6,893	2,405	4,114	374
昭和19年	1,325	1,391	404	953	10	3		21	2,030.7	4,948	1,773	2,841	334	
昭和20年	6,688	6,523	2,561	3,915	6	14		25	3,396.5	13,900	5,554	7,741	605	
昭和21年	7,004	6,840	2,626	4,167	6	15		24	3,951.5	17,822	7,309	9,674	839	
種別件数														
小作料支払	小作料支払土地返還	土地返還	小作料減免	小作料減免	小作物減免	小作物減免	小作物減免	小作物減免	小作物減免	小作物減免	小作物減免	小作物減免		
昭和7年	184	194	198	365	151	570	53	178	127	1,430	38	474	19	
昭和8年	259	300	277	438	186	987	41	182	183	2,182	46	531	20	
昭和9年	279	260	369	498	179	1,221	47	188	282	2,609	29	587	19	
昭和10年	427	473	388	731	319	1,362	46	242	286	3,351	48	802	15	
昭和11年	353	437	458	600	289	1,512	64	260	276	3,143	21	749	14	
昭和12年	291	352	428	497	152	1,374	86	244	326	2,812	35	676	8	
昭和13年	306	270	440	109	1,101	58	234	276	2,369	10	541	7	2,927	
昭和14年	275	210	266	432	74	795	65	159	316	1,902	16	471	5	
昭和15年	287	157	226	447	44	724	51	116	448	1,883	23	517	10	
昭和16年	322	119	248	477	72	639	42	76	485	1,876	35	503	10	
昭和17年	291	112	247	344	32	387	24	43	396	1,419	24	379	2	
昭和18年	231	94	190	259	34	366	18	38	399	1,235	21	344	1	
昭和19年	108	63	200	127	16	372	11	14	480	1,069	10	279	1	
昭和20年	48	166	1,795	5	271	1,631	5	20	2,582	3,710	196	2,131	6	
昭和21年	56	168	2,272	10	186	2,681	5	27	1,435	3,867	211	2,196	6	

出典：【農林省統計表】、【農地改革資料集成】第11巻(御茶の水書房、1980年、968頁)。
注：原表の数値は次のとおりである。*1=1,391

表10-2-1 小作調停（昭和17年・18年）／【農林省統計表】

受理件数	争議単位件数	昭 和 17 年										昭 和 18 年										
		小作物 支払	小作物 支払土地返還	土地返還	小作物 減免																	
北海道	86	81	2	13	1	13	30	4	5	13	78	76	9	1	7	12	2	27	2	2	16	
青森県	74	68	12	1	7	9	32	8	8	58	50	5	9	1	7	9	19	19	19	19	5	
岩手県	76	63	3	1	1	12	16	31	31	85	73	1	4	2	12	4	4	13	13	13	1	
宮城県	82	67	5	1	9	8	3	19	19	60	60	5	5	2	21	1	1	30	30	30	1	
秋田県	156	156	23	4	19	60	1	19	3	27	135	108	21	1	12	4	4	2	30	30	7	
山形県	69	60	2	1	6	5	31	15	15	40	35	4	1	8	3	3	4	4	4	4	14	
福島県	39	39	1	1	2	11	18	7	7	49	49	2	1	5	5	5	5	27	27	27	9	
茨城県	57	55	7	2	9	3	20	14	14	58	55	7	2	4	9	9	9	19	19	19	14	
栃木県	43	43	8	4	6	11	14	14	14	60	60	4	6	1	12	1	12	2	2	2	35	
群馬県	32	30	4	9	5	8	1	3	3	21	21	4	1	4	1	4	1	7	7	7	5	
埼玉県	14	14	14	5	1	6	2	2	2	12	12	1	1	3	4	4	4	4	4	4	4	
千葉県	10	9	1	2	2	4	4	2	2	14	14	1	1	1	1	1	1	9	9	9	1	
東京都	22	6	2	2	2	2	2	2	2	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	1	
神奈川県	5	4	1	1	1	1	1	1	1	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	2	
新潟県	165	114	18	6	6	18	3	19	19	44	114	90	13	6	13	13	13	1	20	20	1	
富山県	26	25	7	1	3	3	3	2	10	10	21	9	1	1	1	1	1	20	20	20	1	
石川県	7	7	2	3	3	3	2	8	8	8	21	21	9	1	1	3	3	3	3	3	5	
福井県	6	6	6	5	5	1	1	3	3	3	3	3	1	1	1	1	1	1	2	2	5	
長野県	140	113	1	24	18	19	7	20	5	19	91	87	9	15	17	10	10	10	10	10	5	
岐阜県	57	54	6	1	12	2	1	13	1	18	62	56	5	10	5	10	5	10	10	10	10	
静岡県	32	31	10	2	4	7	2	1	5	27	27	10	3	3	3	3	3	2	2	2	6	
愛知県	44	44	1	5	8	8	13	13	75	75	1	1	3	50	50	50	3	3	3	3	18	
三重県	24	22	13	4	2	2	3	3	10	10	7	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	
滋賀県	27	24	7	3	2	4	2	2	6	6	22	22	7	2	5	4	4	3	3	1	1	
京都府	37	37	3	2	1	4	4	1	15	15	38	38	2	3	6	6	6	8	8	8	18	
大阪府	10	10	2	3	1	2	2	1	1	8	8	8	1	3	3	3	3	3	3	1	1	
兵庫県	72	64	18	1	29	8	8	3	3	4	1	1	53	43	7	2	2	15	15	15	4	
奈良県	33	33	2	6	7	6	7	6	5	5	2	1	4	26	26	26	2	1	1	1	3	
和歌山県	14	10	2	2	1	1	1	1	3	15	15	1	3	4	1	1	1	2	2	2	2	
福岡県	22	24	7	3	2	1	1	1	1	10	9	9	2	2	1	1	1	2	2	1	3	
大分県	36	35	8	3	9	4	5	5	1	5	20	19	3	1	9	1	1	4	4	4	4	
宮崎県	40	36	1	8	8	3	12	12	39	39	1	1	1	17	17	17	2	2	2	2	2	
鹿児島県	16	16	16	1	2	3	4	1	5	14	14	6	2	2	2	2	2	2	2	2	3	
沖縄県	11	7	1	1	2	1	2	1	1	10	75	74	17	9	8	7	7	2	2	2	19	
和歌山県	134	95	50	1	7	20	5	1	1	10	47	44	12	6	14	6	14	6	14	14	4	
奈良県	13	13	13	2	3	1	2	1	7	6	6	6	6	6	1	1	1	1	1	1	3	
三重県	36	35	8	3	9	4	5	5	1	5	20	19	3	1	9	1	1	4	4	4	4	
滋賀県	40	36	1	8	8	3	12	12	39	39	1	1	1	17	17	17	2	2	2	2	2	
京都府	16	16	16	1	2	3	4	1	5	14	14	6	2	2	2	2	2	2	2	2	3	
奈良県	59	50	9	11	12	7	1	1	1	10	75	74	17	9	8	7	7	2	2	2	1	
大阪府	69	69	9	11	8	1	5	5	5	30	30	10	2	6	6	6	6	2	2	2	4	
兵庫県	125	46	8	4	14	1	7	3	2	7	19	17	4	1	7	7	7	1	1	1	3	
福岡県	53	22	4	5	2	5	2	2	2	4	25	22	3	1	2	8	8	3	3	3	5	
鹿児島県	78	76	23	15	12	11	8	2	1	4	86	73	23	1	10	4	5	8	8	8	6	
沖縄県	15	15	3	1	1	5	2	2	1	3	17	15	1	1	1	3	3	6	6	6	4	
長崎県	5	1	1	3	3	4	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
熊本県	36	31	2	3	1	14	5	3	1	11	40	33	4	1	1	1	1	13	13	13	5	
大分県	32	31	1	1	1	14	5	5	5	7	35	34	4	2	1	7	3	4	4	4	13	
宮崎県	6	6	2	3	4	7	12	40	32	4	2	1	1	1	1	1	1	2	2	2	6	
鹿児島県	34	34	6	2	3	4	7	32	37	24	43	396	1,777	1,629	231	91	190	259	34	366	38	399
計	2,448	1,876	291	112	247	344	32	387	24	43	396	1,777	1,629	231	91	190	259	34	366	38	399	

出典：『農林省統計表』。

注：原表のうち、「受理別件数」「結果別件数」「関係土地面積」「関係人員」については、後掲の表1-1、表12-1とまったく同じであります。

表10—2—2—1 小作調停（昭和19年／農林省統計表）

受理件数	争議件数	地主申立	受理別件数		裁判所 審理	小作物 支払 土地返還	小作物 支払 土地返還	小作物 減免	小作物 減免	小作物 減免	小作物 確定	其ノ他		
			小作人 申立	合意申立										
北海道	114	67	15	48	1	3	2	1	11	4	12	3	22	
青森県	86	56	21	34	1			1	4	2	1	10	1	
岩手県	80	58	4	94			1	2			30	16	13	
宮城県	53	53	8	45			3	4			13	14	83	
秋田県	74	69	23	46			15	2	4	20	14	14	7	
山形県	35	30	9	20	1		1	2	5	1	14	16	22	
福島県	70	70	10	59	1		2	1	6	5	34	31	31	
茨城県	102	93	14	78			1	2	11	4	43	1	1	
栃木県	27	27	5	21			1	2	2	1	11	6	16	
群馬県	20	20	13	7			1	2	12	1	3	4	4	
埼玉県	20	20	5	15			1	1	2	1	5	11	11	
千葉県	17	17	4	13			1	1	4	4	13	7	2	
東京都	18	15	1	14			1	1	7	7	20	1	1	
神奈川県	7	7	6	6			1	1	9	9	20	21	21	
新潟県	78	68	15	50	1		2	8	9	9	20	1	1	
富山県	11	11	2	4			5	4	1	1	3	3	3	
石川県	6	6	6	6			6	6	20	12	1	4	4	
福井県	6	1	5	5			1	1	8	3	11	11	17	
滋賀県	87	80	33	44	2		1	6	20	12	1	14	4	
京都府	59	52	11	39			2	3	1	8	3	4	4	
大阪府	21	21	12	8			1	3	1	8	3	3	3	
兵庫県	17	17	3	12	2		2	1	2	1	1	1	17	
奈良県	12	12	3	9			2	1	1	1	4	4	4	
和歌山県	18	18	6	12			5	5	1	1	6	6	2	
三重県	21	21	2	18	1		1	1	1	3	4	4	16	
滋賀県	13	12	7	5			1	3	3	4	6	6	2	
京都府	20	19	10	8			1	2	5	5	6	6	1	
奈良県	30	30	8	20	1		1	1	2	6	9	1	3	
和歌山県	7	7	1	5			1	1	1	1	1	1	9	
鳥取県	5	5	4	1			1	1	4	4	1	1	4	
島根県	29	27	13	14			2	2	9	4	5	5	4	
岡山県	5	5	2	3			3	2	2	2	3	3	10	
広島県	22	22	7	15			1	1	7	1	3	3	4	
福井県	13	13	6	7			1	1	5	5	6	6	13	
長崎県	93	90	65	25			15	20	35	2	3	14	21	
熊本県	37	35	14	8	5	1	5	1	6	3	4	1	4	
大分県	7	7	2	6			2	3	2	4	1	1	4	
宮崎県	13	18	2	16			1	1	3	2	3	2	8	
鹿児島県	23	24	6	18			1	1	3	1	7	7	13	
沖縄県	29	28	7	21			2	3	2	4	13	1	3	
計	1,325	1,391	401	953	10	3	21	108	63	200	127	16	372	11
													480	

出典：「農林省統計表」。

注：「受理別件数」のうち、「双方申立」は事実がないため省略した。

表10-2-2-2 小作調停（昭和19年）／「農林省統計表」

受理件数	争議事由	争議事例件数	結果別件数						関係土地面積(町)	地主	当社員数	小作人	利害関係人
			成立	不成立	取下	却下	計						
			67	51	2	15	67						
北海道	114	67	51	2	15	67	2	1,009.8	307	72	193	42	
青森県	86	56	39	18	98	98	2	65.5	238	106	103	9	
岩手県	80	98	80	18	53	53	2	78.8	220	82	129	9	
宮城県	58	53	44	9	56	13	69	55.0	166	77	87	2	
秋田県	74	69	69	13	20	8	1	29	1	43	47	15	
山形県	35	30	20	1	17	17	1	24.5	160	75	85	16	
福島県	70	70	51	17	18	18	2	29.5	238	105	107	16	
茨城県	102	93	71	2	6	27	2	12.4	70	31	39	3	
栃木県	27	27	19	6	2	20	20	8.0	64	22	39	3	
群馬県	20	20	18	2	1	20	1	16.2	68	32	36	3	
埼玉県	20	20	12	1	6	20	1	13.2	44	17	24	3	
千葉県	17	17	16	1	17	17	1	16.5	82	18	60	4	
東京都	15	15	15	15	15	15	15	15.7	199	85	101	13	
神奈川県	7	7	4	2	2	7	1	4.1	19	8	11	4	
新潟県	78	68	54	3	10	68	1	157.4	542	92	328	122	
富山県	12	11	7	4	11	11	11	17.1	45	21	19	5	
石川県	6	6	5	1	1	6	6	6.0	28	11	17	17	
福井県	6	6	5	1	6	6	1	4.6	36	6	29	1	
長野県	87	80	53	2	22	80	3	15.7	199	85	101	13	
岐阜県	59	52	32	19	32	32	1	14.2	153	61	75	17	
愛知県	17	17	11	5	5	21	21	4.7	56	27	29	2	
三重県	12	12	12	12	12	12	12	23.3	73	21	50	3	
滋賀県	18	15	15	15	3	18	18	2.1	27	13	11	3	
京都府	21	21	15	6	21	21	21	17.2	58	18	40	10	
大阪府	20	19	18	7	5	21	21	35.0	180	59	111	10	
兵庫県	30	30	22	6	30	30	2	26.6	115	21	94	13	
奈良県	7	7	5	2	2	30	2	92.2	308	82	225	1	
和歌山県	5	5	5	5	5	5	5	12.9	76	7	64	5	
香川県	29	27	18	9	27	27	9	0.8	11	5	5	1	
高知県	5	5	4	1	5	5	5	1.8	27	13	13	1	
岡山県	22	22	16	5	22	22	22	1.8	115	21	94	12	
広島県	13	13	11	2	13	13	13	8.1	308	82	225	1	
山口県	8	8	8	8	8	8	8	11.4	36	8	28	2	
徳島県	93	90	80	10	90	90	10	33.0	262	112	145	6	
香川県	22	22	13	7	22	22	2	17.7	119	50	63	6	
高知県	18	14	9	4	14	14	1	3.3	35	16	19	5	
岡山県	26	21	13	8	21	21	21	6.0	84	30	49	5	
広島県	30	30	20	6	30	30	4	9.9	74	32	39	3	
徳島県	28	24	20	3	24	24	1	7.7	62	29	31	2	
香川県	29	24	24	4	28	28	1	16.5	70	32	37	1	
高知県	37	35	32	2	35	35	1	19.7	111	43	50	18	
岡山県	7	5	7	2	7	7	7	26.6	42	9	8	6	
徳島県	18	18	18	18	18	18	18	15.1	42	18	18	6	
計	1,525	1,391	1,069	10	279	1	1,359	32	2,030.7	4,948	1,773	2,841	334

出典：「農林省統計表」。注：受理件数のうち、「反対申立」は事実がないため省略した。

表11-2-1 昭和17年自1月至12月受理小作調停事件要求事項類別表（其ノ一）

	争議件数	小作物 一時減	小作物 一時減	小作物 一時減及 小作物 減免	小作物 永久減額	小作物 改定	小作物 支払延期	小作物 漁上反対	小作物 小作権又 水作権 漁業試作 競合	小作物 小作権 競合	小作物 八八水作 種苗	小作物 種苗及 肥料支給	作物耕作 賃料金額	耕地上改 良賃料ノ 賃料	小作物 代地交付	小作物 賃受	申 立	訴訟下 又取締 支給又ハ 解消關係	小作物 確定	其ノ他	計
北海道	81	9	8	3	1	1	1	1	30	3	1	1	6	1	2	4	2	4	56		
青森	68	8	10	12	2	1	1	1	32	16	1	1	30	1	6	30	1	49	49		
岩手	63	2	3	5	1	4	1	1	29	18	1	1	11	11	3	1	1	59	59		
宮城	67	6	1	1	1	1	1	1	29	2	1	1	11	11	3	1	1	50	50		
秋田	156	43	5	1	1	1	1	1	18	17	3	13	13	13	4	1	1	106	106		
山形	60	5	1	1	1	1	1	1	17	11	1	13	13	13	3	1	1	49	49		
福島	39	1	1	1	1	1	1	1	11	8	1	2	2	2	2	1	1	33	33		
宮城	55	1	1	2	2	1	1	1	11	8	1	2	2	2	2	1	1	37	37		
山形	43	4	3	3	2	1	1	1	11	8	1	2	2	2	2	1	1	30	30		
宮城	30	1	1	1	1	1	1	1	1	6	4	1	1	1	1	1	1	16	16		
福島	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	9		
宮城	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	5		
宮城	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4		
宮城	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2		
新潟	114	11	3	2	3	3	3	3	17	2	2	1	1	1	1	2	1	3	60		
新潟	25	3	2	1	1	1	1	1	17	17	2	1	1	1	1	1	1	11	11		
新潟	13	10	7	2	2	1	1	1	19	19	1	1	17	17	17	1	1	5	5		
新潟	54	1	1	2	2	2	2	2	13	13	1	1	14	14	14	1	1	63	63		
新潟	31	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	34	34		
新潟	44	22	8	8	8	8	8	8	9	9	9	13	13	13	13	1	1	12	12		
新潟	24	4	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	1	35	35		
新潟	37	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3		
新潟	10	7	4	4	4	4	4	4	19	19	1	1	11	11	11	1	1	5	5		
新潟	13	10	7	2	2	1	1	1	19	19	1	1	11	11	11	1	1	24	24		
新潟	55	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	4	4		
新潟	31	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	15	15		
新潟	44	22	8	8	8	8	8	8	9	9	9	13	13	13	13	1	1	12	12		
新潟	24	4	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	1	4	4		
新潟	37	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3		
新潟	10	7	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	5		
新潟	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	27		
新潟	95	20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	35		
新潟	13	5	1	1	1	1	1	1	1	5	5	5	5	5	5	5	1	12	12		
新潟	35	3	1	1	1	1	1	1	1	5	5	5	5	5	5	5	1	14	14		
新潟	36	3	1	1	1	1	1	1	12	12	1	1	9	9	9	9	1	25	25		
新潟	16	3	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	4	4	4	4	1	13	13		
新潟	50	7	2	2	2	2	2	2	7	7	7	7	7	7	7	7	1	4	4		
新潟	69	3	1	1	1	1	1	1	5	5	5	5	5	5	5	5	1	24	24		
新潟	46	12	1	1	1	1	1	1	1	5	5	5	5	5	5	5	1	31	31		
新潟	22	5	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	1	11	11		
新潟	76	7	2	2	2	2	2	2	8	8	8	8	8	8	8	8	1	2	23		
新潟	15	4	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	1	10	10		
新潟	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4		
新潟	31	13	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24	24		
新潟	31	13	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	29	29		
新潟	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	6		
新潟	34	3	7	1	1	1	1	1	1	3	2	2	2	2	2	2	1	20	20		
新潟	冲縄	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
新潟	計	1,876	221	32	24	71	17	19	4	21	3	5	241	2	16	2	0.8	0.1	1,116		
新潟	新潟	100,0	11,8	1,7	1,3	3,8	0,9	1,0	0,2	19,8	0,8	0,2	0,1	0,1	0,1	0,1	0,1	1,9	59,5		

出典：農地作付種植規則。

注：原表の数値は次のとおりである。*1=0

表11-2-2 昭和17年自1月至12月受理小作關係事件要求事項類別表（其ノ二）

	争議件数	小作物 支払	小作物 改定	地 主	申 立	其 他	合 成			申 立			裁 判 所 職 務		
							小作物 支払及 土地返還	小作物 確定	小作物 關係	小作物 改定	小作物 改定	小作物 關係	小作物 改定	小作物 改定	計
北海道	81	2		13	1	3				23	1				2
青森	68	12		1	1	7				19	4				1
岩手	63	3		1	1	9				15	4				1
宮城	67	4		4	19	2				49	3				2
秋田	156	22		1	6	2				11	1				1
山形	60	2		1	2	2									2
福島	39			1	2	9									2
宮城	55	7			2	4									2
山形	43	6				4									3
福島	30	4				9		1							1
群馬	14	1				5									1
埼玉	9	1				2									1
千葉	6					2									1
東京	6					1									1
神奈川	114	12		6	6	6				38	1				14
新潟	25	6		1	3	3				10	2				3
富山	6														1
石川	1	1													1
福井	24	18		2		1				46	3				1
山梨	1	1		12	4	1				18	7				1
長野	54	6		10	2	4				7	1				1
静岡	31	1		1	1	5		1		18	2				1
愛知	44					4									1
三重	22					4									1
滋賀	13	13				2									1
京都	24	7				2									1
大阪	37	3				1									2
兵庫	30	10				1									2
奈良	18	1				3									1
和歌山	33	2				7		1							1
福岡	50	50				2									6
佐賀	17	13				1									1
長崎	35	8				9		1							1
熊本	36	1				8									1
大分	16	1				2									1
宮崎	50	4				11									1
鹿児島	46	7				9									1
沖縄	31	2				4									1
計	1,876	274	3	1	112	7	21	10	6	696	2	1	2	17	43
	100.0	14.6	0.2	0.1*	6.0	13.2	1.1	0.4	0.3	37.1	0.1	0.2	0.1*	1.4	2.3

出典：農地作付耕種規則。
注：原表の数値は次の通りである。*1=0、*2=0

表11-3 昭和17年自1月至12月受理農地利用關係開停事件一覽表

	受理 件數 総件數	争議単位 総件数	受 理 别 件 数		種 別 件 数		既 結 果 別 件 数		開 關 土 地 面 積 (ha)		関係人員 (人)
			一方申立	合意申立	小作官 申立	裁判所 職務	農業水利 関係	耕地保育 規制	その他 成 立	不成立	
北海道											
青森	3	3	3	2	2		1	2	2	1	3.4
岩手	2	2	2	2	2			1	2	0.4	0.5
宮城	2	2	2	2	2		1	2	2	0.4	0.4
秋田	3	3	2	3	1	1	1	2	3	0.4	12
山形	4	4	3	3	3	1	2	3	4	0.1	4
福島	3	3	3	3	3	1	1	3	4	0.5	26
茨城	4	4	3	3	3	1	2	2	3	1.3	9
栃木	3	3	3	3	3	1	2	2	3	0.1	11
群馬	3	3	3	3	3	1	1	1	1	0.2	1.5
埼玉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1.1	27
千葉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1.1	1.1
東京	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.1	5
神奈川	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0.5	2
新潟	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0.4	222
富山	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0.4	4
石川	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0.4	250.4
福井	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0.6	6
長野	3	3	3	3	3	2	1	1	1	0.3	28.6
岐阜	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.9	90
愛知	10	10	7	3	1	3	5	1	1	0.5	1,717
三重	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.1	30
滋賀	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0.3	2
京都	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.5	34
大阪	5	5	5	5	5	5	3	3	3	0.1	108.1
兵庫	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10.1	18
奈良	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1.0	31
和歌山	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0.3	12
鳥取	13	13	6	7	11	1	1	7	3	3	354.9
島根	3	3	3	3	3	1	1	3	3	9.3	214
岡山	2	2	2	2	2	1	1	2	2	41.2	134
広島	2	2	2	2	2	4	4	1	1	21.5	66
香川	5	5	5	5	10	1	1	1	1	0.5	61
愛媛	15	15	5	5	1	2	2	10	3	0.3	59.9
高知	15	15	5	5	10	4	4	1	1	2.3	106
熊本	5	5	5	5	10	1	1	2	13	0.8	59.9
大分	15	15	5	5	10	2	2	10	3	0.3	59.9
宮崎	15	15	5	5	10	4	4	1	1	2.3	59.9
鹿児島	15	15	5	5	10	4	4	1	1	0.8	59.9
沖縄	15	15	5	5	10	4	4	1	1	0.8	59.9
計	92	89	76	7	1	5	59	5	6	3	3,443

出典：【農地作付統計規則】。

表11—4 昭和17年自1月至12月小作官ノ小作關係法外調停事件一覽表

	件数	争 議 の 因 由							別 件 件							関 係 人 員							関 係 土 地 面 積 (町)				
		小作料 額上 高事	小作料 改定	小作料 不高事	自然的灾 害二因ル 不作*	取支不實 並二因ル 関係*	小作機 否否	小作地 引上	小作物 落納	小作人三 等以下	小作地買 取又ハ販 賣要求	小作物買 落納	小作地買 取又哈販 賣要求	其ノ他	地主	小作人	田	烟	其他	計	成 立	未 成立	未 了	結 果 件 数			
北海道	5																							4.7	5		
青森	6			1			2																2.3	6			
岩手																											
宮城																											
福島	2				1			1		1													0.4	2			
山形	1							1															0.3	1			
福井	1																						0.3	1			
新潟	7																						98.3	7			
長野	1																						486.6	1			
岐阜	1																										
愛知	1																										
三重	1																										
滋賀	1																										
京都	1																										
大阪	2																										
兵庫	2																										
奈良	5																						2.5	147.0			
和歌山	1																							8			
福岡	14																										
大分	6																										
宮崎	5																										
鹿児島	13																										
沖縄	2																										
計	205	2	10	24	66	5	1	1	65	10	6	7	2	6	2,042	5,934	2,473.4	640.1	7.3	3,120.8	290	2	3				

出典：『農作行動規則』
注：1) 原差は次のとおりである。^{*}1=風水旱害病害害ノ他ニ田ル不作。^{*}2=穀物後赤穂舞米穀業課
2) 争議原因項目のうち、「農産物価下落」「前所有者ノ小作申込拒絶」「小作料過渡又ハ小作地面積ノ相違」は事実がないため省略した。

表11-5 昭和17年自1月至12月小作官ノ農地利用関係法外調停事件一覧表

	種別件数	農業水利関係	耕地面積 耕地確定	工場等ノ 施設開発	關係人數 (人)	關係人數 其ノ他	關係土地面積(町)			結案別件數			
							田	烟	其他	計	成立	不成立	未決
北海道	3	2			1	9	3.6			3.6	3		
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県													
茨城県													
栃木県													
群馬県													
埼玉県													
千葉県													
東京都	2				2	139	38.8			38.8	2		
神奈川県					1	12	1.5			1.5	1		
新潟県						30	33.0			33.0			
富山県													
石川県													
福井県													
長野県													
岐阜県													
愛知県													
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府	4				4	429	452.0	7.7	7.8	535.9	4		
兵庫県	1				1	113	78.0			78.0	1		
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県													
香川県													
愛媛県													
高知県													
岡崎市													
長崎市													
佐世保市													
本島													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県													
計	35	17	1	2	2	13	1,839	936.2	19.0	84.0	1,039.2	32	1
													2

出典：「農地作付耕種規則」。
注：1) 原表の数値は次のとおりである。*1=空欄。
2) 種別件数項目のうち、「灌草栽培ニ因ル養蚕放牧」は事実がないため省略した。

表12-1 昭和18年自1月至12月受理小作關係調停事件一覽表（昭和19年6月現在）

	受理 件数	令農業 生産 耕作数	受 理 件				結 果				件 数				開 闢 地 面積(町)				當 事 者				開 闢 地 面積(町)					
			地主申立	小作人 申立	合意申立	双方申立	小作官 申立	裁判所 裁権	成立	不成立	取下	却下	未 済	済	田 畠	畠 地	其 他	計	地 主	小作人	利害關係人	計	地 主	小作人	利害關係人	計		
北海道	73	76	50	17	59		1	35	4	14	14	72	4	152.9	152.3	221.2	506.4	85	120	120	16	221	138					
青森	58	73	50	1	72		2	42	18	1	9	72	1	27.2	21.9	15.7	64.8	76	89	89	12	177						
岩手	86	60	15	43		1	1	91	2	14	1	60	1	75.2	6.2	24.2	105.6	64	92	92	5	161						
宮城	64	108	38	69		1	1	24	1	9	1	108	1	100.9	2.7	3.8	107.4	136	134	11	111	281						
秋田	135	35	16	18		1	1	8	2	1	1	34	1	21.9	2.2	2.5	26.6	33	57	57	20	110						
山形	49	49	8	40	1	1	34	15	15	49	1	9.9	5.3	1.1	16.3	51	63	63	10	114								
福島	58	55	12	42		1	1	49	5	54	1	5.8	54.4	0.6	60.8	65	90	90	10	165								
茨城	60	60	18	41		1	1	44	13	57	3	17.3	9.6	3.9	30.8	67	83	83	20	170								
栃木	21	21	9	12		1	18	3	21			3.4	5.8	9.2	22	38	7	67										
群馬	12	12	4	8		1	8	2	1	11	1	0.7	17.0	17.7	16	95	111											
埼玉	14	14	3	11		1	9	3	3	12	2	2.7	6.9	14	18		32											
千葉	10	10	10	10		1	8	2	10	10	0.3	2.1	2.4	10	16	3	29											
東京	7	7	7	7		1	7	3	12	89	1	217.1	21.3	5.7	244.1	116	472	99	687									
神奈川	90	34	53	53		3	74	3	17	4	21	14.5	0.7	1.1	16.3	25	38	13	76									
新潟	21	10	7	1		1	6	1	1	8	8	4.6	0.2	0.1	4.9	12	21	21	33									
富山	8	8	8	8		1	6	3	3	3	3	0.7	0.7	3	3	3	6	6										
石川	3	3	2	1		1	2	1	1	3	3	21.9	5.0	0.9	27.8	99	171	8	278									
福井	87	43	36	6	1	1	1	67	1	17	85	2	7.9	4.7	4.0	16.6	60	63	63	32	155							
長野	62	56	20	33		1	1	42	14	56	56	27	6.4	1.9	0.1	8.4	30	57	57	87								
岐阜	27	27	15	11		1	19	8	40	5	40	75	33.9	6.9	40.8	49	49	142	5	196								
静岡	75	75	4	68	2	1	35	1	35	5	3	8	2	19.6	5.5	2.9	28.0	10	35	35	45							
愛知	10	10	8	2		1	10	5	10	5	5	15	15	5.7	0.2	0.2	6.1	17	33	33	54							
三重	22	22	14	8		1	16	6	6	6	6	22	48.6	4.6	48.6	44	57	101										
滋賀	38	38	5	30	2	1	21	16	16	16	16	37	1	82.6	0.3	83.0	146	182	6	334								
京都	8	8	4	3		1	7	1	8	1	8	0.9	1.0	0.1	2.0	8	11	27										
大阪	43	24	14	14		5	41	5	41	5	41	2	183.9	1.4	185.3	58	466	524										
兵庫	26	26	8	17		1	21	5	26	11	11	39	11.3	0.7	12.0	50	50	76	5	131								
奈良	15	15	6	7		2	10	5	10	5	5	15	15	5.7	0.2	0.2	6.1	17	33	33	54							
和歌山	10	9	2	7		2	5	5	5	3	3	8	1	1.6	0.4	2.0	10	9	1	20								
鳥取	47	44	18	22	4	4	35	8	35	8	8	43	1	28.8	0.7	29.5	70	125	4	235								
島根	6	6	2	4		1	5	1	1	1	6	1	1.5	0.3	2.6	4.4	6	6	1	13								
岡山	20	19	10	8		1	13	1	4	4	18	1	3.6	0.6	0.2	4.4	21	20	41	41								
広島	39	19	19	20		14	34	5	39	5	39	13.3	1.6	5.5	20.4	47	45	4	96									
福井	14	14	8	6		14	14	14	14	14	14	14	4.6	2.0	5.6	9.5	9	13	13	193								
長崎	75	74	39	33	1	1	61	1	61	1	12	74	1	15.8	4.3	2.9	23.0	106	125	4								
熊本	30	30	19	9	1	1	21	8	21	8	21	29	1	9.7	0.4	0.2	10.3	31	42	9	82							
大分	34	6	27	26	1	2	26	1	6	7	7	34	1	4.2	0.4	0.1	4.7	17	31	48								
宮崎	8	8	8	8	23	2	1	28	1	2	32	8.9	2.9	41.9	9.0	53.8	10	25	35	70								
鹿児島	40	6	6	6	23	2	1	28	4	4	32	8.9	6.9	0.7	16.5	32	42	12	86									
沖縄																												
計	1,777	1,629	533	1,017	4	23	4	1	34	1,235	21	34	1	1,601	28	1,554.3	445.2	339.5	2,339.0	2,405	4,114	374	6,893					
割合(%)	100.0	33.9	62.4	1.2	0.2*	0.1	2.1	75.8	1.3	21.1	0.1	98.3	1.7	1.0	0.3	0.2	1.4	1.5										
一令 諸当平均																												

出典：昭和18年即と昭和19年小作関係調停事件一覽表。
注：原表の数値は次のとおりである。*1=0.3

表12-2-1 昭和18年自1月至12月受理小作調停事件要求事項類別表（其ノ一）

	争議地位 統計数 一時処理	小 作										申 立			其 他		
		小作料 改定	小作料 支払遅延	小作料 永久減額	小作料 一時減額及 無効	小作料 永久減額	小作料 支払定期	小作契約 締結	小作契約 又は 水小作権 確立	作物耕作 資本施設改 良費等 賃料	作物耕作 資本施設支給 額料支給	小作地 買受	代地交付	小作条件 確定	小作料 小作契約 關係	小作料 無効及 消滅關係	計
北海道	76	10	2	1	1	1	1	27	19	1	1	13	52	1	1	1	59
青森県	50	8	2	3	5	1	4	13	11	2	1	5	2	1	1	32	
岩手県	73	1	2	5	1	1	1	30	11	3	1	2	1	1	1	72	
宮城県	60	3	2	7	1	2	1	27	19	2	1	5	5	1	1	43	
秋田県	108	28	1	5	1	3	1	19	19	2	1	8	13	1	1	69	
山形県	35	3	2	1	2	1	1	27	2	1	1	22	1	1	2	18	
福島県	49	2	1	3	1	1	1	19	19	2	1	13	1	1	1	40	
茨城県	55	5	1	3	1	1	1	27	2	1	1	22	1	1	1	42	
栃木県	60	12	12	21	12	12	1	1	7	4	1	2	1	1	2	41	
群馬県	12	12	1	1	1	1	1	1	9	4	1	3	1	1	1	12	
埼玉県	14	10	1	1	1	1	1	10	10	5	1	1	1	1	1	8	
千葉県	7	7	1	1	1	1	1	18	18	2	1	21	1	1	1	10	
東京都	90	4	1	1	1	1	1	10	10	5	1	21	1	1	1	53	
神奈川県	21	1	1	1	1	1	1	1	7	4	1	3	1	1	1	7	
新潟県	8	3	1	2	5	1	1	19	19	1	1	6	1	1	1	8	
富山県	87	3	1	2	5	1	1	17	17	2	1	14	2	1	1	37	
石川県	56	27	2	1	1	1	1	2	2	1	1	3	3	1	1	34	
福井県	75	27	2	1	1	1	1	50	3	3	1	15	15	1	1	11	
長野県	10	4	22	4	2	2	2	1	1	1	1	17	1	1	1	68	
岐阜県	38	2	2	2	2	2	2	8	8	1	1	1	1	1	1	2	
愛知県	8	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	
三重県	43	2	1	1	4	1	1	4	4	1	1	1	1	1	1	17	
滋賀県	26	6	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	7	
京都府	15	15	1	1	1	1	1	4	4	1	1	1	1	1	1	7	
大阪府	9	1	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	30	
兵庫県	44	12	12	12	12	12	12	2	7	1	1	1	3	3	1	22	
奈良県	6	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	
和歌山県	19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	
高知県	39	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	14	
徳島県	14	14	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	26	
香川県	74	2	2	1	1	1	1	1	9	2	1	10	1	1	2	6	
愛媛県	33	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
高知県	34	4	3	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	10	
高崎市	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	
鹿児島県	32	4	4	1	1	1	1	1	10	6	6	8	8	1	1	23	
沖縄県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
計	1,129	132	81	2,1	0,4	5,7	1,3	0,5*	0,1	21,8	0,6	17,4	0,1	0,4	0,8	30	
割合(%)	100,0	8,1	100,0	100,0	100,0	100,0	100,0	100,0	100,0	100,0	100,0	100,0	100,0	100,0	100,0	100,0	

注：原表の数値は次のとおりである。*1=0.5、*2=1.8、*3=62.6
出典：昭和18年昭和19年小作調停事件調査表。

表12-2-2 昭和18年自1月至12月受理小作關係事件要求事項類別表(其ノ二)

争議 単位 総件数	小作料 支払	小作料 改定	小作物 値上	小作物 支払及 土地 返還	地 主	申 立	合			裁 判 所			裁 判 所			小作官立			
							耕作 機械	小作物 条件 確定	小作物 閑系	其 ノ 他	小作物 販賣及 穀價 及消費 関係	其 ノ 他	小作物 販賣及 穀價 及消費 関係	其 ノ 他	小作物 販賣及 穀價 及消費 関係	其 ノ 他	小作物 販賣及 穀價 及消費 関係	其 ノ 他	
北海道	76	9				1	7				17						1	1	
青森県	50	12				12	5				17	1				2	1	2	
岩手県	73	1				21	1				15	1				1	1	1	
宮城県	60	3									38								
秋田県	108																		
山形県	35	4																	
福島県	49	2																	
新潟県	55	7																	
長野県	60	4																	
岐阜県	21	4																	
愛知県	12	1																	
三重県	14	1																	
滋賀県	10																		
京都府	90	13	2				5	11	2		1								
大阪府	21	9																	
兵庫県	8																		
奈良県	3	1																	
和歌県	87	8					15	17	1		2	43				6	1	1	
京都府	56	5					10	5			20	20				5	1	2	
滋賀県	27	10					2	3			15	15				2	1	1	
福井県	75	1					1	3			4	4				2	1	1	
石川県	10	7					1	1			8	8				2	1	1	
富山県	22	7					2	5			14	14				4	1	5	
福岡県	38	1					1	3			5	5				2	1	1	
大分県	8						1	3			4	4				2	1	1	
宮崎県	43	6					1	2			24	24				4	1	1	
鹿児島県	26	2					5	11			8	8				1	2	2	
沖縄県	15	1					1	4			6	6				2	1	1	
和歌山県	9																		
奈良県	44	12																	
三重県	30	10																	
滋賀県	19	4																	
福井県	39	1																	
岐阜県	14	6																	
長野県	74	17	1																
山梨県	17	4																	
静岡県	22	3																	
愛媛県	23	3																	
高知県	15	1																	
徳島県	1																		
香川県	33	4																	
高知県	34	3																	
徳島県	8																		
沖縄県	32	4																	
計	1,629	225	3																
割合(%)	100.0	13.8	0.2																
出典：昭和18年取扱小作物調査結果。																			
注：原表の数字は次のとおりである。*1=0、*2=0、*3=1.																			

表12-3 昭和18年自1月至12月受理農地利用關係調停事件一覽表

	受理 件數 總件數	受理 件數		件 別		結 案 件 數		濟 済 件 數		開 開 件 數		關係人員 (人)	
		一方申立	合意申立	小作官 申立	農地 賦役	農業水利 關係	耕地邊界 確定	地權轉移 憑據	不成立 或撤回	取下 却下	計	未 清	
北海道	1	3	1	3	1	2	1	1	1	1	1	2	82.1
青森県	4	4	4	4	3	3	1	4	4	3.8	3.8	3.8	18
岩手県	3	3	3	3	1	3	3	3	3	0.2	1.9	1.9	8
宮城県	4	4	4	4	1	1	1	1	1	0.2	0.7	2.2	31
秋田県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.2	0.2	0.2	3
福島県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.3	0.3	0.3	3
山形県	2	2	2	2	1	1	1	1	1	2	42.0	0.2	42.2
鳥取県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.3	0.3
島根県	5	5	5	5	2	2	1	1	1	1	1	0.1	0.1
岡山県	3	3	3	3	2	2	1	1	1	1	1	0.2	0.2
広島県	3	3	3	3	2	2	1	1	1	1	1	0.3	0.3
山口県	5	5	5	5	3	3	1	1	1	1	1	0.3	0.3
香川県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.1	0.1
愛媛県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.1	0.1
高知県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.1	0.1
徳島県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.1	0.1
香川県	3	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	0.1	0.1
愛媛県	5	5	5	5	1	1	1	1	1	1	1	0.1	0.1
高知県	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	0.1	0.1
徳島県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.1	0.1
本州	5	5	4	4	1	3	2	2	3	5	33.9	0.1	34.0
四国	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.6	0.6
沖縄	62	62	53	53	2	7	36	4	4	1	16	41	3
計	62	62	53	53	2	7	36	4	4	1	56	6	763.7
													38.9
													844.8
													1,151

出典：「昭和18年昭和19年小作争議小作調停請求書」。

表12-4 昭和18年自1月至12月小作官ノ小作關係法外調停事件一覽表

	總件數	別 原 因										關係人等					關係 土 地 面 積(町)					結 果 别 件 數			
		小作物 價上	小作物 改定	小作物 高解	自然的 灾害二 因ル 不作	取支 不償*	小作物地 ノ存否	小作物 ノ存否	變動地 二込 米關係	小作物 過 盈又ハ小 作物頭積 ノ相違	小作物 過 盈又ハ小 作物頭積 ノ相違	小作物 貢取又 ハ貢送 地買受 要求	小作物 貢取又 ハ貢送 地買受 要求	小作物 貢取又 ハ貢送 地買受 要求	小作物 貢取又 ハ貢送 地買受 要求	小作物 貢取又 ハ貢送 地買受 要求	地主	地主	小作物人	田	烟	其 他	其 他	成 立	未 成 立
北海道	6																								
青森	7																								
岩手																									
宮城																									
秋田	2																								
山形	15																								
福島	4																								
宮城	10																								
岩手	7																								
宮城	5																								
秋田	1																								
山形	1																								
福島	1																								
宮城	7																								
岩手	3																								
宮城	2																								
岩手	2																								
長野	37																								
岐阜	3																								
愛知	1																								
三重	2																								
滋賀	21																								
京都	17																								
大阪	4																								
兵庫	4																								
奈良	19																								
和歌山	6																								
福岡	24																								
大分	1																								
宮崎	3																								
鹿児島	2																								
沖縄	1																								
計	261																								

出典：昭和18年版と昭和19年小作争議小作調停報告書。
注：原表は次のとおりである。*1=勞力肥料其他生産資材ノ不足並植物質貿易規制不備

表12-5 昭和18年自1月至12月小作官ノ農地利用関係法外調停事件一覽表

総件数	農業水利 relation	耕地境界 確定	種別	件 数	関係土地面積(町)				結果別件数			
					工場等ノ 煙草栽培 他ニ因ル 被害	工場建設 反対	關係人員 (人)	田	烟	其他	計	成立
北海道 青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島 山形 福島 新潟 山形 石川 富山 長野 岐阜 静岡 愛知 三重 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 高知 福井 滋賀 愛知 三重 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄												1
1				1				140	14.0	14.0		
3				1				168	42.9	2.3	45.2	3
4				1				14	0.5	10.7		
1				1				1	56	50.1	50.1	1
5				1				2	43	8.7	0.3	9.0
2				1				43	145.7	145.7		2
3				1				260	153.4	153.4		3
2				2				16	2.0	2.0		
1				1				112	96.6	96.6		
2				1				40	20.0	1.2	21.2	1
1				1				1	24	0.3	3.0	3.3
3				1				2	0.1	0.1	0.2	1
2				3				5	918	519.9	3.1	27
12				4								
28				3								
計												1

出典：「昭和18年昭和19年小作争議小作調停件数表」。

表13-1 昭和17年自1月至3月小作調停事件調査表

地主農耕 所有別	旧受	地主申立	事件件数			合計	地主	小作人	関係人員		成立	不成立	取下	却下	移送	調停件数	計	未済件数
			新		既				申立	当事者 双方申立								
			1	2	3				4	5								
東京民事	4	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	2	2	1	1	3	
東京民事	3	2	3	2	2	5	7	7	39	40	86	5	1	1	1	1	6	
東京民事	2	1	4	1	2	3	5	5	5	5	10	2	2	2	2	2	5	
東京民事	1	5	13	5	13	18	31	29	173	3	205	6	4	4	10	10	21	
東京民事	8	3	9	3	9	12	20	14	33	1	48	1	4	4	5	5	15	
東京民事	1	8	1	8	7	15	16	16	16	2	34	7	3	1	10	6	6	
東京民事	3	3	3	3	2	5	8	4	27	31	1	1	1	1	2	2	6	
東京民事	44	22	31	1	1	54	98	66	113	13	179	34	13	47	47	51	51	
水戸市	7	6	16	7	7	22	29	23	24	9	56	11	5	16	13	16	13	
宇都宮市	11	13	1	1	1	37	48	47	222	25	1	12	12	38	10	38	10	
宇都宮市	1	1	1	1	1	1	1	2	1	3	1	1	1	1	1	1	1	
宇都宮市	3	7	1	7	7	15	18	19	71	90	3	3	3	15	15	15	15	
宇都宮市	11	4	4	4	3	11	22	13	48	41	502	10	2	2	12	10	10	
宇都宮市	7	7	1	1	1	8	2	1	1	3	2	4	4	6	6	6	2	
宇都宮市	1	3	3	3	3	10	11	9	99	169	1	269	4	4	4	4	7	
宇都宮市	6	4	4	4	4	6	6	8	6	14	2	2	2	4	4	4	2	
宇都宮市	15	12	9	2	2	21	26	22	38	4	64	13	6	17	17	17	10	
宇都宮市	8	2	10	10	8	10	8	2	2	2	12	2	2	4	4	6	6	
宇都宮市	6	4	4	4	4	4	4	30	6	10	16	5	1	1	6	4	4	
宇都宮市	6	4	4	5	4	1	9	9	9	11	20	6	2	8	8	7	7	
宇都宮市	1	4	1	4	3	3	3	10	91	263	354	2	3	5	5	5	5	
宇都宮市	1	1	1	1	2	1	1	2	3	22	25	2	1	3	1	2	1	
宇都宮市	15	12	9	2	2	3	2	3	2	3	5	3	1	3	3	3	8	
宇都宮市	6	8	2	10	11	7	11	7	7	3	17	3	1	4	11	11	8	
宇都宮市	6	4	4	4	4	10	11	15	13	11	26	1	2	1	2	6	6	
宇都宮市	6	1	1	1	1	2	8	5	4	1	10	1	1	1	5	5	27	
宇都宮市	21	6	5	6	5	11	32	46	219	219	265	5	5	5	5	5	50	
宇都宮市	16	8	33	1	1	42	58	244	867	867	" 1,111"	7	1	8	8	8	7	
宇都宮市	4	1	4	5	9	8	8	8	2	18	2	18	2	2	7	7	7	
宇都宮市	11	8	19	19	30	13	14	14	27	19	2	2	2	21	9	9	9	
宇都宮市	4	2	4	6	1	6	10	6	30	36	1	3	3	4	4	6	6	
宇都宮市	6	12	12	6	6	31	37	38	71	109	20	2	11	33	4	4	4	
宇都宮市	1	1	13	13	14	15	25	25	45	2	72	7	3	10	5	5	5	
宇都宮市	12	13	13	13	13	13	13	13	138	204	342	4	1	3	17	17	17	
宇都宮市	5	4	3	3	2	2	5	2	2	2	4	5	5	5	5	5	5	
宇都宮市	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	6	6	7	3	1	1	1	
宇都宮市	10	2	21	21	1	23	33	26	45	45	104	11	2	13	13	13	1	
宇都宮市	8	1	14	14	14	16	24	32	71	1	104	11	2	11	11	11	11	
宇都宮市	2	5	2	5	2	28	30	26	40	40	79	22	3	25	25	25	25	
宇都宮市	31	1	18	19	20	19	50	22	19	14	55	26	3	29	29	29	21	
宇都宮市	10	15	25	270	280	268	276	13	557	22	17	17	17	39	39	39	241	
宇都宮市	6	7	32	39	42	43	56	56	99	99	18	8	8	26	26	26	16	
宇都宮市	3	8	1	11	17	12	18	18	30	30	5	37	37	9	9	9	9	
宇都宮市	1	1	1	1	2	1	1	1	36	36	11	11	11	8	8	8	8	
宇都宮市	3	8	5	13	16	15	13	13	6	34	8	2	10	10	10	10	6	
宇都宮市	3	2	6	8	11	8	11	8	9	9	17	5	5	5	5	5	1	
宇都宮市	332	212	643	8	1	21	885	1,217*	1,559	3,790	169	5,498	360	7	151	192	2	518
宇都宮市	462	345	692	8	10	1,055	1,517	2,208	4,680	133	7,021	514	7	7	75	75	802	699

備考：憲太ニ小作調停法ノ実施ナキヲ以テ本表ヨリ之ヲ除外シタリ
出典：昭和18年財和19年小作調停小作調停表。

注1) 原表の數値は次のとおりである。* = 1,127
2) 「農地調停法第十二条ノ裁決ヲカナルモノ」「同裁判所小作調停事件調査表」

表13-2 昭和17年自1月至3月小作調停事件種別調査表

地方裁判所管内別	新受事件	事件ノ種別									争議ノ目的タル土地ノ面積(段)
		小作料支払	土地返還明渡	小作料支払土地返還明渡	小作料減免	小作継続	小作権確認	作業料支払	小作地売買代金協定	小作料其他契約条項決定又ハ改定	
東京民事	1										1
横浜	1										2.901
浦和	5										1.008
千葉	3	2			1	1	2				131.104
水戸	18	2	3			2	3	1			63.228
宇都宮	12	1	1			2	2				380.316
前橋	15	1	6	1	2	4					98.414
静岡	5		2			2					45.900
甲府	54	4	9	9	15	7					93.103
長野	22	3	3	1		5					430.320
新潟	37	11	5	3	8	2					67.407
京都	1										1,024.512
大阪	15	6	7	1		1					0.810
神戸	11		3	1	1	3					158.111
奈良	1					1					3.742.705
大津	10	2	3		1	2					4.011
和歌山	6		3			2					1,376.906
徳島	11	2	2		3	2					5.219
高松	21	3	6	1	2						127.501
高知	10	3	4		3						257.203
名古屋	4	2	2								24.209
安濃津	9	4		1	1	2					7.616
岐阜	9		2	2	2	1					30.617
福井	3				2						862.224
金沢	2				1	1					75.512
富山	7	3	2		1	1					3.010
広島	11		1		2	2					21.117
山口	2										75.428
岡山	11		4		1	3					19.217
鳥取	42	8	1		1	31					501.304
松江	5				1						2.993.402
松山	19	10	2		5	1					49.311
長崎											42.514
佐賀	6	2				4					51.904
福岡	31	3	9	1	6	4					214.426
大分	14				6	1					442.223
熊本	13				6	2					668.912
鹿児島	7	1	1	2	1						25.225
宮崎	2				1	1					8.503
那覇	1					1					65.728
仙台	23		2		5	15					140.906
福島	16	1		1	8	3					372.205
山形	28		7		2	17	2				228.713
盛岡	19	1	1		2	9					1.040.613
秋田	270	5	9		242	8					1.915.419
青森	39	4	2		12	19		1			315.413
札幌	11	1	2		5	2		1			697.923
函館	1										3.339.206
旭川	13		4	1		8					476.325
釧路	8		2		1	4					518.402
合計	885	85	110	26	354	180	3	3		17	107
前年同期	1,055	168	114	43	252	258	9	6		67	138
											21,239.606
											27,761.621

備考一、事件ノ種別其ノ他欄ニハ

障害物撤去、土地買戻、通路地譲渡、用水池浚渫、水利設置承認、境界確認、排水路新設、□□料土地売買権契約□行、耕作権譲渡承認、耕作地分与確認、土地所有移転登記請求、小作料減額並小作継続、池沼・溜水使用料、補償米受領者変更、汎流分水、耕作地名換、小作関係不存在並所有権確認、自作農創設要求、灌溉用水分配、水利権取消、小作地支配料請求、賃借権確認等ヲ計上シタリ

二、権太ニハ小作調停法ノ実施ナキヨ以テ本表ヨリ之ヲ除外シタリ

出典：『昭和18年昭和19年小作争議小作調停諸表』

注：原表の数値は次のとおりである。*1=空欄

表14-1-1 小作調停事件要求事項類別表（其のノ一、昭和10年～18年）

	争議件数	立 申 人										立 申 人											
		小作料 一時減	小作料 一時減及 永久的 減額	小作料 一時減及 永久的 減額	小作料 改定	小作料 支払延額	小作料 支払定期																
昭和10年	4,274	587	319	50	70	79	42	22	34	12	5	46	2	13	32	7	21	2,683					
昭和11年	4,249	447	289	34	105	63	29	1,455	27	12	3	62	8	14	16	12	12	26	2,684				
昭和12年	3,750	327	152	51	111	78	44	1,355	19	75	11	5	112	5	15	17	5	24	2,406				
昭和13年	3,105	317	109	47	73	58	32	1,070	31	48	10	4	99	3	4	37	17	5	15	1,979			
昭和14年	2,592	290	64	46	94	34	34	806	18	52	13	1	127	4	18	23	6	19	1,649				
昭和15年	2,500	217	44	73	78	21	36	26	700	21	42	9	3	182	2	12	35	30	14	68	1,643		
昭和16年	2,482	279	72	36	99	34	26	18	600	41	33	9	8	251	12	2	17	32	20	45	1,634		
昭和17年	1,876	221	32	24	71	17	19	4	372	15	21	3	5	241	1	2	16	15	2	35	1,116		
昭和18年	1,629	132	34	7	93	21	9	2	355	9	14	4	4	283	1	6	13	3	30	1,020			

表14-1-2 小作調停事件要求事項類別表（其のノ二、昭和10年～18年）（割合）

	争議件数	立 申 人										立 申 人									
		小作料 一時減	小作料 一時減及 永久的 減額	小作料 一時減及 永久的 減額	小作料 改定	小作料 支払定期															
昭和10年	100	14	7	1	2	1	1	31	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	63
昭和11年	100	11	7	1	2	1	1	35	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	63
昭和12年	100	9	4	1	3	2	1	36	1	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	64
昭和13年	100	10	4	2	2	1	1	34	1	2	0	0	3	0	0	1	1	0	0	0	64
昭和14年	100	11	2	2	4	1	1	31	1	2	1	0	5	0	0	1	1	0	0	1	64
昭和15年	100	10	2	3	3	1	1	28	1	2	0	0	7	0	0	1	1	1	1	3	66
昭和16年	100	11	3	1	4	1	1	24	2	1	0	0	10	0	0	1	1	1	1	2	66
昭和17年	100	12	2	1	4	1	1	20	1	1	0	0	13	0	0	1	1	0	0	2	59
昭和18年	100	8	2	0	6	1	0	22	1	0	0	0	17	0	0	0	0	0	0	2	63

出典：「小作料改定」、「隣地付託割引」、「隣地付託割引」、「小作料一時減及永久的減額」「小作料永久減額」に含まれていた。

注：「小作料改定」は、昭和10年までは、「小作料一時減及永久的減額」「小作料永久減額」に含まれていた。

表14-2-1 小作關係事件要求事項類別表（其ノ二、昭和10年～18年）

	争議単位 件数	地				主 申 出				合 計				申 立 他		
		小作物支払	小作物改定	小作物償上	小作物支払及土地返還	耕作継続	小作物条件確定	小作物開拓	小作物約款及消滅關係	其他	小作物改定	小作物確定	小作物開拓	小作物約款及消滅關係		
昭和10年	4,274	427	18	5	473	388	113	17	7	19	1,467	3	3	116	1	124
昭和11年	4,249	353	12	16	427	458	163	4	8	23	1,474	2	3	83	5	91
昭和12年	3,750	291	4	12	352	428	125	2	7	13	1,234	1	3	104	1	110
昭和13年	3,165	375	2	9	310	267	117	5	5	17	1,037	4	1	80	1	84
昭和14年	2,692	262	4	8	266	239	89	1	6	25	860	4	1	52	2	61
昭和15年	2,287	257	25	2	145	226	50	12	17	25	789	3	2	31	4	45
昭和16年	2,482	322	24	1	111	245	41	9	16	23	792	3	2	18	1	33
昭和17年	1,876	274	3	1	112	247	21	7	21	10	696	2	6	6	1	21
昭和18年	1,629	225	3	1	89	183	2	26	3	6	553	1	2	5	5	21

表14-2-1 小作關係事件要求事項類別表（其ノ二、昭和10年～18年）（続き）

争議単位 件数	土地返還	地				主 申 出				合 計				申 立 他		
		小作物支払	小作物改定	小作物償上	小作物支払及土地返還	耕作継続	小作物条件確定	小作物開拓	小作物約款及消滅關係	其他	小作物改定	小作物確定	小作物開拓	小作物約款及消滅關係		
昭和10年	4,274	429	18	5	473	388	113	17	7	19	1,467	3	3	116	1	124
昭和11年	4,249	353	12	16	427	458	163	4	8	23	1,474	2	3	83	5	91
昭和12年	3,750	291	4	12	352	428	125	2	7	13	1,234	1	3	104	1	110
昭和13年	3,105	375	2	9	310	267	117	5	5	17	1,037	4	1	80	1	84
昭和14年	2,592	257	25	2	145	226	50	12	17	25	860	3	2	31	4	45
昭和15年	2,500	282	3	12	245	247	21	7	21	10	696	2	6	6	1	33
昭和16年	2,482	322	24	1	111	247	21	7	21	10	696	2	6	6	1	33
昭和17年	1,876	274	3	1	112	247	21	7	21	10	696	2	6	6	1	21
昭和18年	1,629	225	3	1	89	183	2	26	3	6	553	1	2	5	5	21

表14-2-2 小作關係事件要求事項類別表（其ノ二、昭和10年～18年）（割合）

	争議単位 件数	地				主 申 出				合 計				申 立 他		
		小作物支払	小作物改定	小作物償上	小作物支払及土地返還	耕作継続	小作物条件確定	小作物開拓	小作物約款及消滅關係	其他	小作物改定	小作物確定	小作物開拓	小作物約款及消滅關係		
昭和10年	100	10	0	0	11	9	3	0	0	0	34	0	0	3	0	3
昭和11年	100	8	0	0	10	11	3	0	0	0	33	0	0	3	0	3
昭和12年	100	8	0	0	9	9	4	0	0	1	33	0	0	3	0	3
昭和13年	100	10	0	0	10	8	3	0	0	0	32	0	0	2	0	2
昭和14年	100	10	0	0	6	9	2	0	0	1	32	0	0	1	0	1
昭和15年	100	11	1	0	4	13	1	0	0	1	32	0	0	1	0	1
昭和16年	100	13	1	0	6	13	0	0	0	1	32	0	0	1	0	1
昭和17年	100	15	0	0	5	11	0	0	0	1	37	0	0	0	0	1
昭和18年	100	14	0	0	0	0	0	0	0	1	34	0	0	0	0	1

表14-2-2 小作關係事件要求事項類別表（其ノ二、昭和10年～18年）（割合）（続き）

	争議単位 件数	地				主 申 出				合 計				申 立 他		
		小作物支払	小作物改定	小作物償上	小作物支払及土地返還	耕作継続	小作物条件確定	小作物開拓	小作物約款及消滅關係	其他	小作物改定	小作物確定	小作物開拓	小作物約款及消滅關係		
昭和10年	100	100	0	0	100	99	3	0	0	0	34	0	0	3	0	3
昭和11年	100	100	0	0	100	99	3	0	0	0	33	0	0	3	0	3
昭和12年	100	100	0	0	100	98	4	0	0	1	33	0	0	3	0	3
昭和13年	100	100	0	0	100	98	3	0	0	0	32	0	0	2	0	2
昭和14年	100	100	1	0	100	99	2	0	0	1	32	0	0	1	0	1
昭和15年	100	100	1	0	100	99	2	0	0	1	32	0	0	1	0	1
昭和16年	100	100	1	0	100	99	2	0	0	1	32	0	0	1	0	1
昭和17年	100	100	1	0	100	99	2	0	0	1	32	0	0	1	0	1
昭和18年	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表14-2-2 小作關係事件要求事項類別表（其ノ二、昭和10年～18年）（割合）（続き）

	争議単位 件数	地				主 申 出				合 計				申 立 他		
		小作物支払	小作物改定	小作物償上	小作物支払及土地返還	耕作継続	小作物条件確定	小作物開拓	小作物約款及消滅關係	其他	小作物改定	小作物確定	小作物開拓	小作物約款及消滅關係		
昭和10年	100	100	0	0	100	99	3	0	0	0	34	0	0	3	0	3
昭和11年	100	100	0	0	100	99	3	0	0	0	33	0	0	3	0	3
昭和12年	100	100	0	0	100	98	4	0	0	1	33	0	0	3	0	3
昭和13年	100	100	1	0	100	99	2	0	0	1	33	0	0	2	0	2
昭和14年	100	100	1	0	100	99	2	0	0	1	33	0	0	2	0	2
昭和15年	100	100	1	0	100	99	2	0	0	1	33	0	0	2	0	2
昭和16年	100	100	1	0	100	99	2	0	0	1	33	0	0	2	0	2
昭和17年	100	100	1	0	100	99	2	0	0	1	33	0	0	2	0	2
昭和18年	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表14-2-2 小作關係事件要求事項類別表（其ノ二、昭和10年～18年）（割合）（続き）

出典：「小作年報」、「農地年報」、「農地作耗割印」、「昭和18年町村小作調查小作調査表」。

表15 小作官ノ小作関係法外調停事件一覧

	総件数	種別件数						其ノ他
		小作料支払又ハ小作料一時減額	小作料永久の減額(改定ヲ含ム)	小作料支払又ハ小作料一時並永久の減額	小作料支払土地返還又ハ小作料一時減額	小作料支払土地返還又ハ小作料永久の減額	土地返還又ハ小作継続	
昭和10年	382	213	9	10	17	14	101	18
昭和11年	273	117	5	3	31		94	23
昭和12年	239	103	6	3	17	5	84	21
昭和13年	212	58	2	2	13		101	36
昭和14年	172	54	6		14		56	42

	総件数	争議原因別件数						
		小作料値上	小作料改定	小作料高率	自然的災害ニ因ル不作* 1	収支不償* 2	農産物価格下落* 3	奨励米並ニ込米関係* 4
昭和15年	242	1	13	12	77	8		1 3
昭和16年	225	2	10	14	71	4		4 8
昭和17年	205	2	10	24	66	5		1 1
昭和18年	261	7	12	20	19	3		3 8

	小作地引上	前所有者ノ小作申込拒絶	小作料過徴又ハ小作地面積ノ相違	争議原因別件数(続き)				
				小作料滞納	小作人ニ小作地買受要求	小作地買取又ハ買戻要求	小作証書保証関係	其ノ他
昭和15年	78		1	16	4	10		18
昭和16年	66	1	1	17	2	9	1	15
昭和17年	65			10	6	7	2	6
昭和18年	96		3	27	5	37	2	19

	関係人員		関係土地面積(町)				結果別件数		
	地主	小作人	田	畠	其ノ他	計	成立	未成立	未済
昭和10年	2,382	10,106				6,220.39	382		
昭和11年	1,786	6,640				3,687.39	273		
昭和12年	795	3,225				2,114.28	237		2
昭和13年	806	2,939				1,520.24	210	1	1
昭和14年	867	2,736				1,348.87	171		1
昭和15年	1,676	5,508	2,655.8	201.0	177.6	3,034.4	236	1	3
昭和16年	1,561	5,095	3,270.9	171.6	5.9	3,448.4	216	1	8
昭和17年	2,042	5,934	2,473.4	640.1	7.3	3,120.8	200	2	3
昭和18年	1,148	3,380	1,427.4	112.0	12.3	1,551.7	251	5	5

出典：『小作年報』、『農地年報』、『農地作付統制規則』、『昭和18年昭和19年小作争議小作調停諸表』。

注：原表は次のとおりである。*1=風水旱害病虫害其ノ他ニ因ル不作、*2=労力肥料其他生産資材ノ不足並価格騰貴ニ因ル収支不償、*3=米麥其ノ他農産物価格下落、*4=穀物検査補償金穀奨励米込米関係

表16-1 農地利用関係争議件数範囲並争議原因表

争議件数	農 関				者				関 係				面 積(町)			
	個人	市町村	部落(区)	農業関係団体	会社・工場	其ノ他ノ 団体	田	畠	其ノ他	田	畠	其ノ他ノ 団体	田	畠	其ノ他	計
昭和16年	535	3,446	12	30	8	19	14	2,741.8	24.3	13.0	2,779.1					
昭和17年	149	2,706	26	63	12	14	2	4,806.2	285.1	118.9	5,210.2					
昭和18年	112	991	13	73	8	14	5	1,620.8	71.8	42.0	1,734.6					
昭和19年	92	820	11	87	12	10	5	2,596.0	255.1	75.4	2,926.5					

争議件数	農業水利関係				鉱工業関係				相隣地関係				因			
	施設物ノ 新改築 被害	水利施設 工作物ノ 侵害	水利 使用料	水利権 関係	其ノ他	悪水被害	煙 害	其ノ他	耕作境界 不明	陰樹関係	煙草作二 因ル養蚕 被害	其ノ他	田	畠	其ノ他	其ノ他
昭和16年	85	20	12	9	27	6	8	5	30	293	2	11	22			
昭和17年	31	20	9	10	23	2	7	9	8	10	3	4	15			
昭和18年	15	7	8	10	11	5	6	1	14	10	3	7	15			
昭和19年	16	12	2	4	10	3	13	9	9	14	14	19				

表16-2 農地利用関係争議件数範囲並争議原因表(1件当り、割合)

争議件数	農 関				者				當 件				原			
	個人	市町村	部落(区)	農業関係団体	会社・工場	其ノ他ノ 団体	田	畠	其ノ他	田	畠	其ノ他ノ 団体	田	畠	其ノ他	計
昭和16年	6.4	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	5.1	0.0	0.0	0.0	5.2				
昭和17年	18.2	0.2	0.4	0.1	0.1	0.1	0.0	32.3	1.9	0.8	35.0					
昭和18年	8.8	0.1	0.7	0.1	0.1	0.1	0.0	14.5	0.6	0.4	15.5					
昭和19年	8.9	0.1	0.9	0.1	0.1	0.1	0.1	28.2	2.8	0.8	31.8					

争議件数	農業水利関係				鉱工業関係				相隣地関係				因			
	分水関係	施設物ノ 新改築 被害	水利施設 工作物ノ 侵害	水利権 関係	水利 使用料	水利権 関係	其ノ他	悪水被害	煙 害	其ノ他	耕作境界 不明	陰樹関係	煙草作二 因ル養蚕 被害	其ノ他	其ノ他	其ノ他
昭和16年	100	16	4	2	2	5	1	1	1	1	6	6	55	0	2	4
昭和17年	100	21	13	6	7	15	1	5	6	1	5	7	0	3	10	
昭和18年	100	13	6	7	9	10	4	5	1	13	9	3	15	6	13	
昭和19年	100	17	13	2	4	11	3	3	14	10	15	15	10	15	21	

出典：『農地年報』、『農地作付統制規則』、『昭和18年昭和19年小作争議小作調停詰表』。

表17—1 農地利用関係争議結果表

年 度	争議件数	結果												未解決
		農業用水利施設 の健全化 除去	水利施設 確立	農業用水利施設 の健全化 除去	水利施設 確立	耕作地 交換	耕作地 交換	鉱工業用水利施設 の健全化 除去	鉱工業用水利施設 の健全化 除去	被害除失 水	被害除失 水	其ノ他	其ノ他	
昭和16年	535	81	12	14	9	7	1	10	11	9	3	5	27	268
昭和17年	149	30	19	16	7	1		9	13	2	1	6	10	2
昭和18年	112	15	17	6	2	6	1	5	2	1	1	10	10	4
昭和19年	92	21	5	4	3	1	2	1	1	1	1	9	13	4
								9	13	1	1	19	13	19

表17—2 農地利用関係争議結果表（割合）

年 度	争議件数	結果												未解決
		農業用水利施設 の健全化 除去	水利施設 確立	農業用水利施設 の健全化 除去	水利施設 確立	耕作地 交換	耕作地 交換	鉱工業用水利施設 の健全化 除去	鉱工業用水利施設 の健全化 除去	被害除失 水	被害除失 水	其ノ他	其ノ他	
昭和16年	100	15	2	3	2	1		2	2	6	2	1	5	50
昭和17年	100	20	13	11	5	1		4	9	4	1	4	7	0
昭和18年	100	13	15	5	2	5	2	1	1	9	9	9	9	0
昭和19年	100	23	5	4	3	2	1	4	1	10	14	1	14	21
												0	0	21

出典：【農地年報】、「農地作物耕種規則」、「昭和18年昭和19年小作農小作經營調査」。

表18-1 農地利用関係争議調停者別件数表

解決件数	直接交渉	農地委員会			農地委員会			農地調整指導員			小作官			耕地關係官			小作調停			調停委員			裁判所和解			警察官吏			市町村長又は役場吏員			農業團体役職員			区長又は部落総代			地方有志		
		昭和16年	477	10	315	27	3	42	34	3	78	5	25	8	35	6	1	5	3	2	5	2	10	5	12	2	7	3	1	5										
昭和17年	70	2	10	16	16	1	1	42	28	3	78	5	25	8	35	6	1	5	3	2	5	2	10	12	5	12	7	3	1	5										
昭和18年	83	16	16	16	16	1	1	42	34	3	78	5	25	8	35	6	1	5	3	2	5	2	10	12	5	12	7	3	1	5										
昭和19年																																								

表18-2 農地利用関係争議調停者別件数表(割合)

解決件数	直接交渉	農地委員会			農地委員会			農地調整指導員			小作官			耕地關係官			小作調停			調停委員			裁判所和解			警察官吏			市町村長又は役場吏員			農業團体役職員			区長又は部落総代			地方有志			其ノ他		
		昭和16年	100	2	66	6	6	4	40	1	16	1	16	11	36	11	1	1	1	0	7	3	6	12	14	0	4	3	1	1	3												
昭和17年	100	3	14	19	19	1	1	51	40	1	42	7	1	11	36	11	1	1	1	0	7	3	6	12	14	0	4	3	1	1	3												
昭和18年	100	19	19	19	19	1	1	51	40	1	42	7	1	11	36	11	1	1	1	0	7	3	6	12	14	0	4	3	1	1	3												
昭和19年																																											

出典：『農地年報』、『農地関係争議、小作調停並地主小作人組合の統計に關する資料』、『昭和19年度農地関係争議並小作調停及地主小作人組合ノ統計報告』、『昭和18年農地調停者別件数表』。

注：1) 昭和17年は不明である。

2) 「民事裁判」「部落常会」は該当がないため表からは除いてある。

表19 農地利用關係調停事件一覽

	受理 件數	爭議 單位 総件數	受理別件數				農業水利 relation	種別件數			
			一方申立	合意申立	反方申立	小作官 申立		耕地境界 確定	陰樹關係	土砂崩壞	
昭和13年	21	20	16	1	2	4	10	2	2	2	
昭和14年	108	95	90	1	2	2	61	17	3	5	
昭和15年	181	174	150	2	7	15	109	25	5	4	
昭和16年	138	127	110	8	1	8	64	26	4	29	
昭和17年	92	89	76	7	1	5	59	5	4	3	
昭和18年	62	62	53		2	7	36	4	1	16	

	結果別件數	關係土地面積(町)				関係人員 (人)	争議単位件数			1件当たり 関係人員 (人)		
		既 済	不成立	取下	却下		未 済	田	畠			
昭和13年	13	2	1	1	14	6				32.0		
昭和14年	70	3	6	78	17					38.5		
昭和15年	136	24	163	11	4,115.31	155.90	128.50	2,342.12	3,654	34.9		
昭和16年	86	1	26	3	116	11	1,100.0	15.1	4,399.71	6,064		
昭和17年	61	1	20	1	83	6	1,707.8	257.3	1,129.5	2,070		
昭和18年	41	3	12	56	6	763.7	42.2	38.9	3,443	19.2		
									1,151	12.3		
										38.7		
										13.6		
										18.6		

出典：【小作年報】、【農地年報】、【農地作付統制規則】、【昭和18年昭和19年小作争議小作調停諸表】。

表20 小作官ノ農地利用関係争議法外調停事件一覧

	総件数	種			別			件			其ノ他
		農業水利 関係	耕地境界 確定	陰樹関係	相隣地関係	工場等ノ 悪水其ノ他 ニ因ル被害	煙草栽培 ニ因ル 養蚕被害	工場建設 反対			
昭和14年	48	44	21	3	2	3	1	8	1	1	
昭和15年	35	33	16	1	1	4	4	1	11	11	
昭和16年	33	35	17	1	2	2	2	1	13	13	
昭和17年	35	28	12	3	4	3	3	1	1	5	
昭和18年											

関係人員 (人)	関係土地面積(町)			結果			未済 件數
	田	畠	其ノ他	計	成立	不成立	
昭和14年	3,414	12,102.6	120.0	1,384.0	13,606.6	46	1
昭和15年	1,751	820.8	8.0	11.1	839.9	34	1
昭和16年	2,590	936.2	19.0	84.0	1,039.2	31	2
昭和17年	1,899	519.9	28.9	3.1	551.9	32	1
昭和18年	918					27	2
							1

関係人員 (人)	1 件 当り			計
	田	畠	其ノ他	
昭和14年	71.1	345.8	3.4	39.5
昭和15年	50.0	24.9	0.2	0.3
昭和16年	78.5	26.7	0.5	2.4
昭和17年	54.3	18.6	1.0	0.1
昭和18年	32.8			19.7

出典：「小作年報」、「農地年報」、「農地作付統制規則」、「昭和18年昭和19年小作争議小作調停諸表」。